


岐阜県

分類記号	010-004-001 国要望-020 [H31] 危政-原子力防災-総括		
保存期間	3年	公印	要
收受日		決裁区分	部長
起案日	令和 元年 12月 10日	起案者	危機管理部 危機管理政策課 課長補佐 林淳 印 (電話:)
決裁日			
施行日			
処理期限			
施行方法	普通郵便		
件名	国要望の実施について 		
公開件名			照 合
決 裁 合 議	危機管理政策課	部長	西垣功朗
	危機管理政策課	次長	熊崎浩芳
	危機管理政策課	次長	西哲也
	危機管理政策課	課長	渡辺幸司
	危機管理政策課	管理調整監	中村直樹
	危機管理政策課	室長	鹿嶋正美
	危機管理政策課	主事	山本真奈都
(政策企画係) 千代田 高橋 隆			
このことについて、別添（案1）のとおり実施することとし、要請書を別添（案2）のとおりとしてよろしいか。			

国要望の実施について

1 実施日

令和元年12月 日 ()

2 要請先

内閣府	内閣府政策統括官（原子力防災担当） 付参事官（地域防災担当）	植田 拓郎 氏	地域防災体制 整備・財源措置 関係
原子力 規制庁	放射線防護企画課長	大熊 一寛 氏	原子力災害対 策指針関係
	監視情報課長	長坂 雄一 氏	モニタリング 関係
	原子力規制部審査グループ 安全規制管理官（実用炉審査担当）	田口 達也 氏	PWR、BWR の審査 関係
資源エ ネルギー 庁	電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課長	久米 孝 氏	再稼働関係

3 形式

要請先の各省庁の担当課に対し、東京事務所から要請文を手交

4 要請文案

別紙のとおり

〇〇〇〇

〇〇課長 〇〇 〇〇 様

原子力防災対策の充実・強化、並びに 原子力施設の安全性の確保等に関する要請

岐阜県は、最寄りの敦賀発電所から県境まで25kmの位置にあることに加え、県西部において若狭湾方向から吹く風が卓越していることから、近隣原発の安全性に対して県民は重大な関心を有している。

また、本県が平成24年度に実施した県独自の放射性物質拡散シミュレーションでは、近隣の原発から福島第一原発事故と同様の放射性物質の放出があった場合、原発から30kmの距離を超えて、本県に影響があり得ることが示された。

このため、本県では、独自にUPZの外側に原子力災害対策強化地域を設定し、当該地域の防護措置に必要な資機材の整備や訓練の実施、避難対策の検討など、県民の安全・安心を確保するための原子力防災対策を強力に推し進めているところである。

一方、原子力規制委員会は、平成28年11月16日に、本県の県境まで28kmの位置にある美浜発電所3号機について、40年とされている運転期間の延長を認可したところである。

原子力発電所の稼働については、あくまでも安全第一であり、国が前面に立って、原子力施設の安全性の確保や、周辺地域の原子力防災対策の強化に取り組むことが必要である。

以上を踏まえ、岐阜県としては以下の取組を強く要請する。

令和 〇 年 〇 月

岐阜県知事 古田 肇

記

1 U P Z外の地域の防災体制の充実・強化（内閣府／原子力規制庁）

- ・ 広く国民の安心・安全を確保する観点から、資機材を整備する自治体への支援、資機材を保有する道府県による広域的な支援、国による全国各ブロックへの拠点配備など、U P Z外の地域における防護措置の実施に必要な資機材の確保・実施体制の構築等、事前対策の充実・強化を図ること
- ・ U P Z外の地域において、きめ細かな防護措置が実施できるよう、地方自治体が講ずる対策について、所要の財源措置を行うこと
- ・ 国においてU P Z外住民の避難に備えて備蓄している安定ヨウ素剤について、配布時説明や問診等が迅速・円滑に行えるよう、配布時間の検証と、それに基づく医療専門職等の確保に関する関係団体への協力要請等の体制整備を国が主体的に行うこと
- ・ 平成29年7月の原災法施行令改正により本県は、原子炉廃止措置研究開発センターの関係周辺都道府県から外れたが、引き続き住民の安心を確保するため、本県に対し、同施設に関する緊急時の通報や、平常時からの詳細な報告を実施するよう、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、国から継続して指導すること

2 原子力防災対策の充実・強化（内閣府／原子力規制庁）

①大気拡散計算の活用（内閣府）

- ・ 防護措置を実施する際の、自治体による大気拡散計算の活用について、国が具体的な活用方法を早急に示すこと

②屋内退避の有効性の検証（内閣府／原子力規制庁）

- ・ 長時間プルームが外に存在した場合における屋内退避の有効性について、更に検証を行うこと

③円滑な避難を行うための支援体制（内閣府）

- ・ 避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難先となる病院、社会福祉施設等の確保や、必要な車両、資機材、医療従事者等の確保を支援する体制を整備すること

- ・ 避難住民や避難車両等に対する避難退域時検査・除染を迅速かつ確実に
行えるよう、必要な要員、資機材等の確保を支援する体制を整備すること

④緊急時モニタリングの具体的な実施方法の明示（原子力規制庁）

- ・ UPZ外の地域においては、国が走行サーベイや航空機モニタリングを
実施するとしているが、その具体的な実施方法が示されていないことから、
これを明示すること。
- ・ 原子力災害対策指針において継続検討事項とされている中期モニタリン
グ及び復旧期モニタリングのあり方について早急に示すこと

3 原子力施設の安全性の確保（原子力規制庁）

- ・ 運転開始から40年を超える関西電力美浜原子力発電所3号機の安全性に
ついて、厳格な確認を行うとともに、国民や地元自治体に分かりやすく説明
すること

4 再稼働の判断に当たっての丁寧な説明と手続きのルール化

（資源エネルギー庁）

- ・ 再稼働に当たっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等について、国民
全体に丁寧に説明すること
- ・ 原発の再稼働は、地域防災と密接に関連する事項であり、近隣自治体を含
めた事前了解等、再稼働に係る一連の手続きを早急に明確化、ルール化する
こと